

別紙4

介護報酬単位の見直し案（特定診療費（既存））

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>別表</p> <p>4 重度療養管理(1日につき) 120 単位</p> <p>注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者(要介護4又は要介護5に該当する者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。</p>	<p>別表</p> <p>4 重度療養管理(1日につき) 120 単位</p> <p>注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者(要介護4又は要介護5に該当する者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>○ 平成21年3月末をもって、重度療養管理加算を廃止する。ただし、短期入所療養介護の利用者は引き続き算定できるものとする。</p>
<p>7 介護栄養食事指導 178 単位</p> <p>注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)を受けている利用者又は入院患者であって別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき、管理栄養士が具体的な献立に従って指導を行った場合に、月に1回を限度として所定単位数を算定する。</p>	(削る)
<p>8 薬剤管理指導</p> <p>(略)</p>	<p>7 薬剤管理指導</p> <p>(略)</p>
<p>9 医学情報提供</p> <p>(略)</p>	<p>8 医学情報提供</p> <p>(略)</p>
<p>10 理学療法(1回につき)</p>	<p>9 理学療法(1回につき)</p>

イ 理学療法 (I)	<u>250 単位</u>
ロ 理学療法 (II)	<u>180 単位</u>
ハ 理学療法 (III)	<u>100 単位</u>
二 理学療法 (IV)	<u>50 単位</u>

注

- 1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定し、二については、それ以外の指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。
- 2 理学療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて 1 日 4 回)に限り算定するものとし、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 3 病棟等において ADL の自立等を目的とした理学療法 (I)、理学療法 (II)又は理学療法 (III)を算定すべき理学療法を行った場合は 1 回につき 30 単位を所定単位数に加算する。
- 4 理学療法 (I)、理学療法 (II)又は理学療法 (III)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション

イ 理学療法 (I)	<u>180 単位</u>
ロ 理学療法 (II)	<u>100 単位</u>
ハ 理学療法 (III)	<u>50 単位</u>

注

- 1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定し、ハについては、それ以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。
- 2 理学療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて 1 日 4 回)に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 3 病棟等において ADL の自立等を目的とした理学療法 (I)又は理学療法 (II)を算定すべき理学療法を行った場合は 1 回につき 30 単位を所定単位数に加算する。
- 4 理学療法 (I)又は理学療法 (II)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション

計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(I)、理学療法(II)又は理学療法(III)を算定すべき理学療法を行った場合に、入院初月(指定短期入所療養介護に係る場合にあっては、発症の月)、当該月から起算して3ヶ月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

- 5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

11 作業療法(1回につき)

<input checked="" type="checkbox"/> 作業療法(I)	250 単位
<input type="checkbox"/> 作業療法(II)	180 単位

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの)を除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの)を除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定する。

- 2 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するもの

計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(I)又は理学療法(II)を算定すべき理学療法を行った場合に、発症の月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業所又は指定短期入所療養介護事業所において、理学療法士等が指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行つた日については、所定単位数は算定しない。

- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行つた場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

10 作業療法(1回につき)

作業療法	180 単位
------	--------

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの)を除く。)、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの)を除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの)を除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従つて、所定単位数を算定する。
- 2 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するもの

とし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法(I)又は作業療法(II)を算定すべき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。
- 4 作業療法(I)又は作業療法(II)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法(I)又は作業療法(II)を算定すべき作業療法を行った場合に、入院初月(指定短期入所療養介護に係る場合にあっては、発症の月)、当該月から起算して3ヶ月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

12 言語聴覚療法(1回につき)

- | | |
|---------------------|--------|
| <u>1</u> 言語聴覚療法(I) | 250 単位 |
| <u>2</u> 言語聴覚療法(II) | 180 単位 |
| 注 | |

とし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法を算定すべき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。
- 4 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所又は指定短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、発症の月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業所又は指定短期入所療養介護事業所において、作業療法士等が指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、専従する常勤の作業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

11 言語聴覚療法(1回につき)

- | | |
|--------|--------|
| 言語聴覚療法 | 180 単位 |
|--------|--------|

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定する。
- 2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回(理学療法及び作業療法と合わせて 1 日 4 回)に限り算定するものとし、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 13 摂食機能療法(1日につき) 185 単位
 注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合に、1 月に 4 回を限度として所定単位数を算定する。
- 12 摂食機能療法(1日につき) 185 単位
 注 指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合に、1 月に 4 回を限度として所定単位数を算定する。
- 13 リハビリテーションマネジメント(1日につき) 25 単位
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている入院患者に対して、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合

に、所定単位数を算定する。

※ 厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- ロ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。
- ハ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

14 短期集中リハビリテーション（1日につき） 60単位

注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を受けている入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメントを算定していない場合は、算定しない。

14 精神科作業療法

(略)

15 認知症老人入院精神療法

(略)

15 精神科作業療法

(略)

16 認知症老人入院精神療法

(略)

※ 上記以外の特定診療費については、サービスの対象者として、新たに、指定介護予防短期入所療養介護事業所において指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者を追加する。